

令和4（2022）年度 事業計画書

特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク

I 事業の実施方針

当法人は、公益を産み出す人・主体を創り提供することで、豊かな市民社会の実現に寄与することをミッション（使命）に活動展開している。

社会問題・地域課題を見つけ、かつ、それらを改善・解決する当事者を創ることでもある。

当法人の目的・ミッション（使命）を見つめ直し、「人づくり・人育て」を前々年度の「つどい運営業務」ではプロポーザル提案のコンセプトに位置付けた。また昨年度からは、「人づくり・人育て」を当法人の事業方針にも位置付けた。

「つどい運営業務」は5期目2年度目（通算17年6ヶ月）となり、常勤スタッフが「石の上にも三年」で定着し、現在は業務の一翼を担うまでに成長した。もう1名常勤スタッフを目指す人材を創り出したい考えがある。世代交代・役割分担は着実に進んでいる。

「人づくり・人育て」の人事を行う際には、応援いただける賛助会員の拡大（協力者という第二の顧客の創造）に着手する。小さな一歩の積み重ねを行いながら、賛助会員の拡大にチャレンジする。

また、賛助会員の拡大は「つどい業務」で支援を行った皆様に協力を得る「収穫期」として、賛助会員・寄付者になる協力者の増加を行う。またプロセスや結果を数字で示しながら、将来の中間支援を主で行う人財投資へ向けた資金づくりの準備を兼ねて、図って参りたい。

それがため、次の事業及びマネジメント運営を実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(2) 市民活動に関する調査及び研究

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行うが、政策提案については、当法人独自で実施を行う。

(3) 市民活動に関する講座・講演

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(4) 市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

○ 八尾市市民活動支援ネットワークセンター運営業務委託

【実施内容】 「八尾市市民活動支援ネットワークセンター運営業務」として「つどい」の委託運営を行う。

【実施日時】 令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日

【実施場所】 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

○ 活動自粛時の支援及び「つどい」夜間閉館に伴う活動場所の提供等

【実施内容】夜間の活動場所として部屋及び活動に必要な機器・人的支援等の提供を行う。

【実施日時】令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日

【実施場所】光専寺 1階ガレージ及び2階和室（八尾市本町7丁目9番2号）

【事業対象】市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】活動予算書の通り。

III 事業実施体制に関する事項【別紙「2022（令和4）年度 事業方針（案）」参照】

1 正会員の安定と増加

- 正会員が17会員である。「行政への参画づくり（審議会・市民会議）及び情報共有」を行ながら、正会員数20名を目標に取り組む。また賛助会員の中から正会員として携わる方を見つけ出す。

2 賛助会員数の増加

- 賛助会員の拡大は、10年間の「つどい業務」において1,161件の相談に対応して来た。過去の相談記録シート1,161件から、賛助会員の入会へ向けた「声掛けリスト」を作成する（相談者をターゲットとする）。相談回数の多かった方（数）または支援に感謝している方（質）から声掛けの順番を決めて、お声掛けを行う。

3 マネジメント業務の効率化

- 引き続き、会計・税務・労務の電子化の移行に努め、電子申請等の業務効率化を行う。

4 「賛助会員の拡大」及び「各種事業」との検討

- 「賛助会員の拡大」と並行に、下記の「停止・保留事項」及び「拡大または深める活動」について、検討を行う。

★ 「停止・保留事項」

- 「中長期計画策定」
- 「中長期事業計画を含めた定款変更」
- 「ホームページの再立上げと構築」

★ 「拡大または深める活動」

- 「行政への参画づくり（審議会・市民会議）及び情報共有」
- 「新年ネットワーク交流会の従来からの開催方法を変更」

- 上記は、今後の理事会等を通じて「賛助会員の拡大」状況の報告と合わせて検討を行う。

IV 通常総会及び臨時総会（社員総会）の開催

- 6月に開催を行う。
- 定款変更または新役員候補者が探し出せた場合は、臨時総会を開催する。

V 理事会その他の役員会の開催

- 半年に1回、年間2回の開催を目指す。
- 上掲の「賛助会員の拡大」状況の報告と上掲の「停止・保留事項」及び「拡大または深める活動」について検討を行う。